

富田林市要綱第34号

富田林市庁舎整備基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 富田林市庁舎整備基本計画（以下「基本計画」という。）の策定に当たり、市庁舎整備に関する事項について検討及び協議するため、富田林市庁舎整備基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討及び協議し、その結果を市長に提言するものとする。

- (1) 市庁舎整備に係る基本計画の策定に関すること。
- (2) その他市庁舎整備について必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 建築、都市計画、バリアフリー、防災に関し学識経験を有する者
- (2) 本市内の町会連合団体の推薦を受けた者
- (3) 社会福祉、障害福祉に関係する者
- (4) 商工団体の推薦を受けた者
- (5) 教育委員会の推薦を受けた者
- (6) 一般公募による市民

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から基本計画の策定までとする。

2 団体から推薦を受け委嘱された者がその要件を欠くに至ったときは、新たにその団体から推薦を受けた者に委嘱するものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開催することができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数によってこれを決し、可否同数のと

きは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の運営及び庶務は、基本計画担当課において所管する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 第6条1項の規定に関わらず、この要綱の施行後最初の委員会の会議は市長が招集する。

(この要綱の失効)

3 この要綱は、基本計画の策定された後は、失効する。